

出荷者 各位

久万広域森林組合 久万市場

令和5年10月からの精算方法の変更について

ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素より久万市場へご出荷を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、消費税制度が令和5年10月1日から改正され、消費税を納税しない方（免税事業者といいます。）から原木を購入した場合、買い方（製材業者等）の消費税納税額が増えることとなります。

そこで、久万広域森林組合久万市場では、現状の取引を継続するために令和5年10月1日以降の市売りの精算から免税事業者の方からの出荷について、以下のとおりの取扱いとします。（別添「出荷精算書見本」参照）

当面の間、売上高から

買い方の消費税納税増加額相当（消費税の2割）を差し引いて精算（値引き）

出荷者の皆様には、ご負担をおかけすることとなり、大変心苦しいところではあります。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- ・ 消費税制度の改正内容（インボイス制度）については、当組合ではお答えしかねます。国税庁HP、松山税務署へお問い合わせください。
- ・ 個別に上記以外の精算対応は致しかねますので、ご理解の上ご出荷ください。